

役員等の構成の変化などに関する
第13回インターネット・アンケート集計結果
(委員会設置会社版)

平成25年3月4日
公益社団法人 日本監査役協会

目次

総括	4
アンケート実施状況	7
回答会社属性	8
I 各社の役員等の構成の変化について	
問1 役員等の構成の変化について	9
問1-1 取締役・執行役人数の変化	9
問1-2 三委員会の委員構成	9
問1-3 委員会の兼務状況（社外委員）	10
問1-4 委員会の兼務状況（社内委員）	11
問1-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無	12
問1-6 「社外」監査委員の前職・現職	12
問1-7 「社内」監査委員の前職	13
問1-8 監査委員以外の社外取締役の前職・現職	13
問1-9 社外取締役と会社との関係	14
問1-10 独立役員の出向状況	14
問2 監査委員会の運営状況	15
問2-1 監査委員会の委員長・議長	15
問2-2 監査委員会における議事の実施状況	15
問3 監査委員会事務局	16
問3-1 監査委員会事務局スタッフ（監査委員会の補助使用人）の人数	16
① 監査委員会事務局スタッフの設置状況	16
② 監査委員会事務局スタッフの属性別設置状況と平均人数	16
問3-2 監査委員会事務局スタッフの兼務部署	17
問3-3 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無	17
問4 内部監査部門	18
問4-1 内部監査部門の人数	18
問4-2 内部監査部門トップの役職	18
問4-3 監査委員会による内部監査部門への人事同意権の有無	18

II 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

問 5 事業報告	19
① 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の記載の有無と記載された人数	19
② 財務・会計に関する知見者として記載された者の属性	19
③ 財務・会計に関する知見者として記載された者の専門性・経歴	19
問 6 内部統制システムに係る取締役会決議	20
問 6-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの決議	20
問 6-2 内部統制システムに係る取締役会決議を見直した項目	21
問 6-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機	22
問 6-4 内部統制システムの構築・運用状況の開示	22
問 7 監査報告の作成	23
問 7-1 監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議	23
問 7-2 監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整	23
問 7-3 監査報告書における監査委員の個別意見の付記	23
問 8 決算短信	24
問 8-1 決算短信作成の有無	24
問 8-2 決算短信の取締役会付議状況	24
問 8-3 監査委員会の決算短信の監査	25
問 8-4 決算短信の監査内容	25
問 9 有価証券報告書	26
問 9-1 有価証券報告書作成の有無	26
問 9-2 有価証券報告書の取締役会付議状況	26
問 9-3 有価証券報告書の提出時期	26
問 9-4 有価証券報告書の提出時期（定時株主総会日前に提出した会社について）	27
問 9-5 有価証券報告書の監査	27
問 9-6 有価証券報告書の監査内容	27
問 10 定時株主総会における監査委員会に関連した質問等	28
問 10-1 株主総会における監査委員会からの口頭報告の有無	28
問 10-2 株主総会における監査委員会に関連した質問の有無	28
問 10-3 株主総会における監査委員会に関連した質問内容	29
問 10-4 株主総会における監査委員会に関連した質問への回答	30

III 監査委員会の日常監査について

問 11 他の委員会との連携の状況	31
問 12 取締役会における監査委員の発言状況等	31
問 12-1 取締役会における監査委員の発言状況	31
問 12-2 取締役会における監査委員の発言の内容	32
問 12-3 個別事象に対する監査委員の対応	33
問 13 会計監査人の報酬同意又は選任議案の決定プロセスについて	34
問 13-1 担当執行役等からの情報提供	34
問 13-2 担当執行役等からの情報提供の時期	34
問 13-3 会計監査人からの情報提供	35
問 13-4 会計監査人からの情報提供の時期	35
問 13-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握	36
問 13-6 会計監査人の報酬額の取締役会付議状況	36
問 14 財務報告内部統制報告制度への対応	37
問 14-1 財務報告内部統制報告書の提出会社	37
問 14-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携	37
問 15 監査委員会への報告体制について	38
問 16 内部通報制度の有無	38
問 17 監査委員の報酬	39
問 17-1 監査委員の報酬等の制度	39
問 17-2 監査委員への賞与の支給の有無	39
問 17-3 監査委員の年額報酬額	40
問 17-4 監査委員のうち「常勤者」の月額報酬レベル	42
問 17-5 三委員会の委員の手当	43

総括

I 各社の役員等の構成の変化について

1. 取締役会をめぐる状況

- 取締役総数平均は全体で9.78人と若干増加しているが、母数が少ないため、1社あたりの変動の影響が大きいことを考えると大きな変動ではないと考えられる。また、社外取締役の平均人数は5.13人と前回より増加し、社外の割合は52.4%に達している(問1-1)。
- 監査委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「会社と無関係な会社の役職員」が上場会社において最も多いが、「親会社の役職員」と「取引先の役職員」も多い。これは、会社の経営について指導助言を期待しているためと思われる。非上場会社では、「親会社の役職員」、「会社と無関係な会社の役職員」、「弁護士」が多い。会社法見直しが行われ社外要件が厳格化された場合にどのような影響が出てくるか注視する必要がある(問1-8)。
- 社外取締役と会社との関係は、「会社と全く無関係」が前回同様最も多いが、全体では前回の44.5%から41.0%に減少している(問1-9)。
- 執行役の人数平均は13.13人、うち取締役との兼務者の割合は22.4%であり、前回調査と比べ大きな変化はない(問1-1)。
- 独立役員として届け出た社外取締役の平均人数は3.93人(うち2.30人が監査委員)と前回の3.18人から増加している(問1-10)。
- 内部監査部門については、全ての会社において設置されており、平均人数は23.5人であった(問4-1)。

2. 監査委員会をめぐる状況

- 監査委員会では全体の7割(71.0%)の会社で社外委員が委員長を務めており、非上場会社では全社が社外者で、社外者が中心となり委員会の運営がなされていることが分かる(問2-1)。
 - 監査委員会は、社外取締役の構成比が全体で77.1%と他の委員会と比べて高くなっている。また常勤の監査委員がいる会社の割合は71.9%と前回とほとんど変わらないが、会社数は減少している。非上場の委員会設置会社総数が減少したことによるもので、傾向を読み取ることは難しい(問1-2)。
 - 社外監査委員の前職・現職としては、上場会社では比較的独立性が高いと思われる「会社と無関係な会社の役職員」、「公認会計士又は税理士」、「弁護士」、「大学教授」委員が多いのに対し、非上場会社においては、「親会社の役職員」、「大株主の役職員」が多い。これは上場会社の場合独立役員を意識しているのに対し、非上場会社は親会社もしくは大株主が存在するケースが多いためと思われる。会社法見直しが行われ、社外要件が厳格化された場合にどのような影響が出てくるか注視する必要がある(問1-6)。
 - 社内監査委員の前職は、「専務・常務」が最も多く29.0%、次に「執行役(員)」が22.6%となった。上場会社では執行役員以上の要職についているケースがほとんどである(問1-7)。
 - 社外委員の委員会の兼務状況としては、どの委員会の組み合わせも5割前後存在する。最も多いのは「指名委員会と報酬委員会」の兼務者がいる会社であるが、4.7ポイント減少した(70.3%→65.6%)。また、「監査委員会、指名委員会及び報酬委員会」の兼務者がいる会社は10ポイントも減少した(54.1%→43.8%)(問1-3)。
 - 社内委員の委員会の兼務状況は、「指名委員会と報酬委員会」の兼務者がいる会社が依然として最も多く59.4%であった。他の委員会の組み合わせは5%前後しかなかった。社外委員に比べて社内委員の兼務が少ないのは、社外委員の場合は選任できる人間に制約があるのに対し、社内委員は職責を特化する傾向があるためと考えられる(問1-4)。
 - 取締役指名の際の委嘱委員会の明示については、全体で「全委員会の全委員について明示していた」が53.1%、「全委員会の全委員について明示していなかった」が34.4%と前回同様両極に分かれている(問1-5)。
-

-
- 「監査委員会事務局専属スタッフ」のいる会社は、前回に比べ割合・会社数とも減少している(81.1%→65.6%、30社→21社)。その一方で、1社あたりの専属スタッフ数(平均)は2.87人から3.90人に増加しており、手厚く専属スタッフを置く会社と専属スタッフを置かない会社に二極化の傾向がある。他の委員会事務局との兼務状況は前回と大きな変化はないが、「その他部署との兼務スタッフ」が9社あり、他の委員会事務局との兼務スタッフの人数より多い。内部監査部門等の兼務スタッフが多いためである(問3-1)。
 - 監査委員会事務局スタッフの兼務部署は、上場会社では「内部監査部門」が最も多かった(69.6%)(問3-2)。
 - 専属スタッフや兼務スタッフに対して監査委員会が人事同意権を有している会社は、合計で96.5%と多数に上った(問3-3)。
 - 監査委員会の議事原案作成者は、監査委員会事務局が90.6%と最も多く、監査委員会スタッフが重要な役割を果たしていることがうかがえる(問2-2)。

Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

1. 事業報告作成をめぐる状況

- 事業報告に「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」について記載を行った会社は65.6%あり、8.5%増加した(問5)。その内訳としては、非常勤社外監査委員が依然として最も多く6割近くを占めたものの、やや減少した(約7ポイント減)。他方、常勤社外監査委員が増加した(7.4%→15.6%)。
- 知見者の経歴については、「公認会計士や税理士などの会計の有資格者」が43.8%と最も多く、次いで「CFO等、財務部門管掌の経験を有する者」が25.0%あった(問5)。

2. 内部統制システムに係る取締役会決議をめぐる状況

- 内部統制システムに係る取締役会決議について「見直しの決議を行った」会社は34.4%となり、前回調査から5ポイント近く増加した。他方、「見直しの決議を行っていない」会社は34.4%となり、約6ポイント減少した。なお、上場会社で「見直しの決議を行っていない」会社が、割合、会社数とも減少していることが注目される。全体ではある程度の期間で内部統制システムに不都合がないか検討している会社が前回より増加して6割強となっている(問6-1)。監査役設置会社では「見直しの決議を行った」会社は20.6%(1.9ポイント減)であり、監査役設置会社に比べて、見直しの決議を行っている会社が多い(「第13回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問5-1参照)。
- 内部統制システムの構築・運用状況の開示について、「3. 記載されていない」会社が51.4%から34.4%に急減し、会社数も対象会社数の減少を超えて減少していることから開示が進んでいると考えられる。会社法見直しの結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務づけられた場合の影響は注視する必要がある(問6-4)。

3. 監査委員会監査報告作成をめぐる状況

- 監査委員会監査報告作成に向けて審議を行う回数は「2回」が最も多く35.5%、次に「1回」が29.0%、「3回」が25.8%であり、これらが合計で90.3%と多数を占めた(問7-1)。また、監査委員会監査報告作成に至るまでには「社外監査委員を含めすべての監査委員で調整を行った」会社が87.5%と大半を占めた(問7-2)。

4. 決算短信・有価証券報告書の監査について

- 決算短信は作成会社の約8割(79.3%)で決議事項もしくは報告事項として、取締役会に付議されている。一方、有価証券報告書については、決議事項もしくは報告事項として取締役会に付議されているのは34.4%にとどまり、前回同様「決算短信は取締役会に付議するが、有価証券報告書は付議しない」傾向となっている(問8-2、問9-2)。
- 監査の実施率については、決算短信が全体で51.6%→48.3%と微減したのに対し、有価証券報告書は約11%増加し75.9%となった。監査において決算短信より有価証券報告書を重視する傾向がより強くなっていると言える(問8-3、問9-5)。
- 有価証券報告書の提出時期については、定時株主総会前に提出した会社はなかった(問9-3)。なお、監査役(会)設置会社においては0.8%の会社で有価証券報告書を定時株主総会前に提出していた(「第13回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問8-3参照)。

Ⅲ 監査委員会の日常監査について

1. 他の委員会との連携の状況

- 委員会間の連携状況は、「取締役会の場を通じて」、「委員の兼任によって」、「委員会スタッフを通じた連携」で大半を占めており、委員会間で積極的に連携の場を設けることは少ない(問11)。

2. 取締役会における監査委員の発言状況等

- 全ての会社(100.0%)で「議長からの求めがなくても、必要があれば発言」していた(問12-1)。
- 発言の内容としては「法令・定款への遵守性」及び「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」が96.9%と最も多く、次いで「経営判断原則の履行の充分性」が78.1%であった。また監査役(会)設置会社との比較では、「予算・収益計画の進捗を質す観点」が委員会設置会社では68.8%であったのに対し、監査役(会)設置会社では39.5%であった。また「経営判断原則の履行の充分性」は委員会設置会社では78.1%であったのに対し、監査役(会)設置会社では60.5%とやや少なかった。なお、委員会設置会社の監査委員は、全ての選択肢が4割以上であった(問12-2、「第13回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問10-2)。

3. 個別事象に対する監査委員の対応

- 問題が起こった際の対応としては「当該事象に関する情報の収集に努めた」が86.7%、「関係する取締役から事情を聞いた」が73.3%あり、情報収集に努めるものが上位を占め、監査役(会)設置会社と同程度の割合である(監査役(会)設置会社では「当該事象に関する情報の収集に努めた」が77.8%、「関係する取締役から事情を聞いた」が78.2%)。また、「取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が46.7%と低く、監査委員会としての責務の履行の観点からはやや気がかりである(問12-3、「第13回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問10-6)。

4. 会計監査人をめぐる状況

- ▶ 会計監査人の報酬額同意にあたり、全ての会社(100.0%)で担当執行役等から情報提供があった。他方、会計監査人側から情報提供がなされたのは62.5%にとどまった(問13-1、問13-3)。
- ▶ 会計監査人の報酬に関し、担当執行役等からの情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が依然として最も多く56.3%であったが、「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」が約10ポイント増加し15.6%、「具体的な折衝に入る前の段階」も約9ポイント増加し25.0%となった(問13-2)。他方、監査役が担当取締役等からの情報提供を受ける時期については、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が最も多いものの44.5%であり、監査役の方が監査委員よりも早期に情報提供を受けているようである(「第13回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問11-2参照)。
- ▶ 会計監査人の報酬に関し、会計監査人から情報提供のあった会社は全体で62.5%であり、100%である担当取締役等からの事前の情報提供に比べるとかなり少ない。会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査委員会の同意が監査役の場合と同様、執行側の提案に対する同意ということに拠るところが大きと思われる(問13-3)。会計監査人からの情報提供の時期については、「担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が減少し、「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」及び「担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が増加している(問13-4)。担当執行役等からの情報提供の時期に比べると、会計監査人からの情報提供の方が若干早いようである。
- ▶ 会計監査人の報酬額の取締役会付議状況については、監査役設置会社の場合(31.6%)と異なり「決議事項として付議されている」は9.4%しかない。一方、「付議されていない」が62.5%で、監査役設置会社の53.0%を上回っており、監査委員会の専決事項と考えている会社が多いと思われる(問13-6、「第13回インターネット・アンケート(監査役設置会社版)」問11-6)。

アンケート実施状況

- ▶ 実施期間： 2012年11月13日～11月30日
- ▶ 対象者： 当協会会員のうち委員会設置会社 60社 (2012年11月6日時点の会社数)
- ▶ 実施方法： インターネットを利用し、当協会ホームページより1社1回答
監査役(会)設置会社用と委員会設置会社用を分けて実施
- ▶ 回答数： 32社 (うち有効回答32社) 回答率 53.3%
(参考)前回回答数 37社 (うち有効回答37社) 回答率 61.7%

回答会社の主な属性

定時総会前の会社機関構成別社数

	2012年調査	
	社数	割合
1.現在と同じ（委員会設置会社）	28	87.5%
2.取締役会＋監査役会＋会計監査人	2	6.3%
3.取締役会＋監査役＋会計監査人	0	0.0%
4.取締役会＋監査役（業務監査権限あり）	0	0.0%
5.取締役会＋監査役（会計監査権限のみ）	0	0.0%
6.その他	2	6.3%
回答社数	32	100.0%

上場分類別社数

	2011年調査		2012年調査	
	社数	割合	社数	割合
上場	28	75.7%	27	84.4%
1.一部上場	23	62.2%	24	75.0%
2.二部上場	2	5.4%	1	3.1%
3.札幌・福岡・セントレックス	0	0.0%	0	0.0%
4.マザーズ	0	0.0%	1	3.1%
5.ジャスダック	3	8.1%	1	3.1%
6.その他上場	0	0.0%	0	0.0%
非上場	9	24.3%	5	15.6%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%

会社法上の会社規模別社数

	2011年調査		2012年調査	
	社数	割合	社数	割合
1.大会社	36	97.3%	31	96.9%
2.大会社以外	1	2.7%	1	3.1%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%

（注）

- ▶ 今回調査では、指名委員会、報酬委員会に固有の質問は削除した。また内部通報制度に関する質問を追加した。
- ▶ 従来は、「全体」区分のほか、企業グループがまとまって委員会設置会社へ移行した場合の子会社群を除く親会社とそれ以外の独立系企業等を「独立企業」と区分して集計していたが、今回調査はこの「独立企業」区分を廃止し、「上場会社」「非上場会社」の区分で集計した。

I 各社の役員等の構成の変化について

問1 役員等の構成の変化について

問 1-1 取締役・執行役人数の変化

		全体		上場		非上場	
		2011年調査	2012年調査	2011年調査	2012年調査	2011年調査	2012年調査
取締役 人数	総数平均 (人)	9.16	9.78	9.32	9.48	8.67	11.40
	うち社外 (人)	4.68	5.13	4.36	4.63	5.67	7.80
	社外の構成比 (%)	51.0%	52.4%	46.8%	48.8%	65.4%	68.4%
	社外過半数の会社数	13	16	7	11	6	5
	社外過半数の会社の割合 (%)	35.1%	50.0%	25.0%	40.7%	66.7%	100.0%
執行役 人数	総数平均 (人)	13.11	13.13	13.71	13.00	11.22	13.80
	うち取締役兼務 (人)	3.03	2.94	3.32	3.00	2.11	2.60
	兼務者の構成比 (%)	23.1%	22.4%	24.2%	23.1%	18.8%	18.8%
回答社数		37	32	28	27	9	5

- ▶ 取締役総数は全体で9.78人と若干増加しているが、母数が少ないことを考えると前回とほぼ同じレベルと考えられる。また、社外取締役の平均人数は5.13人と前回より増加し、社外の割合は52.4%に達している。

問 1-2 三委員会の委員構成

		全体		上場		非上場	
		2011年調査	2012年調査	2011年調査	2012年調査	2011年調査	2012年調査
指名 委員会	総数平均 (人)	3.84	3.94	3.93	3.96	3.56	3.80
	うち社外 (人)	2.65	2.75	2.79	2.81	2.22	2.40
	社外の構成比 (%)	69.0%	69.8%	70.9%	71.0%	62.5%	63.2%
報酬 委員会	総数平均 (人)	3.65	3.75	3.68	3.74	3.56	3.80
	うち社外 (人)	2.51	2.66	2.61	2.74	2.22	2.20
	社外の構成比 (%)	68.8%	70.8%	70.9%	73.3%	62.5%	57.9%
監査 委員会	総数平均 (人)	3.62	3.69	3.64	3.70	3.56	3.60
	うち社外 (人)	2.81	2.84	2.75	2.81	3.00	3.00
	社外の構成比 (%)	77.6%	77.1%	75.5%	76.0%	84.4%	83.3%
	うち常勤の平均 (人)	0.89	1.00	0.93	0.93	0.78	1.40
	常勤の構成比 (%)	24.6%	27.1%	25.5%	25.0%	21.9%	38.9%
	常勤がいる会社数	26	23	20	19	6	4
	常勤がいる会社の割合 (%)	70.3%	71.9%	71.4%	70.4%	66.7%	80.0%
回答社数		37	32	28	27	9	5

- ▶ 監査委員会は、社外取締役の構成比が全体で77.1%と他の委員会と比べて高くなっている。
- ▶ 常勤の監査委員がいる会社の割合は71.9%と前回とほとんど変わらないが、会社数は減少している。非上場会社の委員会設置会社の数が減少したことによるもので、母数が少ないので統計としての傾向が明確になっている訳ではない。

問 1-3 委員会の兼務状況（社外委員）

	全体		上場		非上場	
	2011年調査	2012年調査	2011年調査	2012年調査	2011年調査	2012年調査
1. 監査+指名+報酬委員会（平均人数）	1.00	0.94	1.21	1.11	0.33	0.00
兼務がある会社数	20	14	18	14	2	0
兼務がある会社の割合	54.1%	43.8%	64.3%	51.9%	22.2%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	1.85	2.14	1.89	2.14	1.50	0.00
2. 監査+指名委員会（平均人数）	0.78	0.75	0.89	0.78	0.44	0.60
兼務がある会社数	18	16	14	13	4	3
兼務がある会社の割合	48.6%	50.0%	50.0%	48.1%	44.4%	60.0%
兼務がある場合の平均人数	1.61	1.50	1.79	1.62	1.00	1.00
3. 監査+報酬委員会（平均人数）	0.65	0.75	0.75	0.78	0.33	0.60
兼務がある会社数	16	16	13	14	3	2
兼務がある会社の割合	43.2%	50.0%	46.4%	51.9%	33.3%	40.0%
兼務がある場合の平均人数	1.50	1.50	1.62	1.50	1.00	1.50
4. 指名+報酬委員会（平均人数）	1.30	1.13	1.29	1.15	1.33	1.00
兼務がある会社数	26	21	19	18	7	3
兼務がある会社の割合	70.3%	65.6%	67.9%	66.7%	77.8%	60.0%
兼務がある場合の平均人数	1.85	1.71	1.89	1.72	1.71	1.67
回答社数	37	32	28	27	9	5

- ▶ 前回同様「4.指名+報酬委員会」の兼務がある会社が、全体、上場/非上場いずれにおいても最も多かった（但し、いずれの割合も減少傾向にある）。全体では70.3%から65.6%になっている。
- ▶ 全体的には兼務が減少の傾向にあると言えるが、その中で「2.監査+指名委員会」、「3.監査+報酬委員会」の兼務がある会社の比率は全体で見るとそれぞれ増加している（選択肢2:48.6%→50.0%、選択肢3:43.2%→50.0%）。ただし、母数が少ないので、慎重に様子を見る必要がある。

問 1-4 委員会の兼務状況（社内委員）

	全体		上場		非上場	
	2011年調査	2012年調査	2011年調査	2012年調査	2011年調査	2012年調査
1. 監査+指名+報酬委員会（平均人数）	0.11	0.09	0.14	0.11	0.00	0.00
兼務がある会社数	3	2	3	2	0	0
兼務がある会社の割合	8.1%	6.3%	10.7%	7.4%	0.0%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	1.33	1.50	1.33	1.50	0.00	0.00
2. 監査+指名委員会（平均人数）	0.11	0.03	0.11	0.04	0.11	0.00
兼務がある会社数	4	1	3	1	1	0
兼務がある会社の割合	10.8%	3.1%	10.7%	3.7%	11.1%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00
3. 監査+報酬委員会（平均人数）	0.11	0.03	0.11	0.04	0.11	0.00
兼務がある会社数	3	1	2	1	1	0
兼務がある会社の割合	8.1%	3.1%	7.1%	3.7%	11.1%	0.0%
兼務がある場合の平均人数	1.33	1.00	1.50	1.00	1.00	0.00
4. 指名+報酬委員会（平均人数）	0.81	0.75	0.68	0.63	1.22	1.40
兼務がある会社数	22	19	15	15	7	4
兼務がある会社の割合	59.5%	59.4%	53.6%	55.6%	77.8%	80.0%
兼務がある場合の平均人数	1.36	1.26	1.27	1.13	1.57	1.75
回答社数	37	32	28	27	9	5

- ▶ 社外委員と同様「4.指名+報酬委員会」の兼務がある会社の割合が最も多かったが、59.4%と社外委員の場合に比べるとかなり低い。また、他の兼務のケースは非常に僅かである。総じて社内委員の兼務は社外委員と比べて少ないが、社外委員の場合は選任できる人間に制約があるので兼務が多くなるのに対し、社内委員は職責を特化する傾向があるためと考えられる。

問 1-5 取締役指名の際の委嘱委員会の明示の有無

指名委員会が新たな取締役を指名する際、どの委員会を委嘱するかまで明示していたか。

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 全委員会の全委員について明示していた	18	48.6%	17	53.1%	16	57.1%	16	59.3%	2	22.2%	1	20.0%
2. 全委員会の全社外取締役について明示していた	1	2.7%	1	3.1%	1	3.6%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員会についてのみ全委員について明示していた	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	20.0%
4. 監査委員会についてのみ社外取締役について明示していた	1	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%
5. 全委員会の全委員について明示していなかった	17	45.9%	11	34.4%	11	39.3%	8	29.6%	6	66.7%	3	60.0%
6. その他	0	0.0%	2	6.3%	0	0.0%	2	7.4%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

- 全体で「1.全委員会の全委員について明示していた」が53.1%、「5.全委員会の全委員について明示していなかった」が34.4%と前回同様両極端に分かれている。

問 1-6 「社外」監査委員の前職・現職（2012年調査のみ）

	全体		上場		非上場	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 親会社の役職員	14	13.9%	8	10.4%	6	25.0%
2. 大株主の役職員	7	6.9%	1	1.3%	6	25.0%
3. 取引銀行の役職員	2	2.0%	2	2.6%	0	0.0%
4. 取引先の役職員	1	1.0%	1	1.3%	0	0.0%
5. 会社と無関係な会社の役職員	29	28.7%	25	32.5%	4	16.7%
6. 公認会計士又は税理士	15	14.9%	14	18.2%	1	4.2%
7. 弁護士	12	11.9%	10	13.0%	2	8.3%
8. 大学教授	12	11.9%	11	14.3%	1	4.2%
9. 官公庁	6	5.9%	4	5.2%	2	8.3%
10. その他	3	3.0%	1	1.3%	2	8.3%
合計人数	101	100.0%	77	100.0%	24	100.0%

- 上場会社においては、選択肢5～7といった比較的独立性の高い会社と無関係な委員が多いのに対し、非上場会社においては、選択肢1～2といった親会社もしくは大株主からの派遣が多い。これは上場会社の場合独立役員を意識しているのに対し、非上場会社は親会社もしくは大株主が存在する機会が多いためと思われる。会社法見直しが行われ社外要件が厳格化された場合にどのような影響が出てくるか注視する必要がある。

問 1-7 「社内」監査委員の前職（2012年調査のみ）

	全体		上場		非上場	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 会長・副会長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 社長	2	6.5%	2	7.4%	0	0.0%
3. 副社長	4	12.9%	4	14.8%	0	0.0%
4. 専務・常務	9	29.0%	9	33.3%	0	0.0%
5. 取締役	4	12.9%	2	7.4%	2	50.0%
6. 執行役（員）	7	22.6%	7	25.9%	0	0.0%
7. 相談役・顧問・嘱託	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8. 監査関係部長等	1	3.2%	0	0.0%	1	25.0%
9. 監査関係以外の部長等	3	9.7%	2	7.4%	1	25.0%
10. その他	1	3.2%	1	3.7%	0	0.0%
合計人数	31	100.0%	27	100.0%	4	100.0%

- ▶ 上場会社では社内監査委員の前職として執行役以上の要職についていたケースがほとんどである。
- ▶ 非上場会社については、母数が少ないので傾向の分析は難しい。

問 1-8 監査委員以外の社外取締役の前職・現職（2012年調査のみ）

	全体		上場		非上場	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 親会社の役職員	15	16.9%	9	16.7%	6	17.1%
2. 大株主の役職員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 取引銀行の役職員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 取引先の役職員	10	11.2%	7	13.0%	3	8.6%
5. 会社と無関係な会社の役職員	26	29.2%	22	40.7%	4	11.4%
6. 公認会計士又は税理士	2	2.2%	1	1.9%	1	2.9%
7. 弁護士	7	7.9%	3	5.6%	4	11.4%
8. 大学教授	7	7.9%	6	11.1%	1	2.9%
9. 官公庁	2	2.2%	1	1.9%	1	2.9%
10. その他	20	22.5%	5	9.3%	15	42.9%
合計人数	89	100.0%	54	100.0%	35	100.0%

- ▶ 「5.会社とは無関係な会社の役職員」が上場会社において最も多いことは監査委員の場合と同様であるが、監査委員以外の場合は「1.親会社の役職員」と「4.取引先の役職員」も多い。これは、会社の経営について指導助言を期待しているためと思われる。会社法見直しが行われ社外要件が厳格化された場合にどのような影響が与えてくるか注視する必要がある。

問 1-9 社外取締役と会社との関係

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. CEO・役員の個人的知己・友人	8	4.6%	10	5.8%	8	6.6%	10	7.8%	0	0.0%	0	0.0%
2. CEO・役員の血縁者	1	0.6%	1	0.6%	1	0.8%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%
3. 会社の資本・取引関係	49	28.3%	33	19.1%	32	26.2%	25	19.4%	17	33.3%	8	18.2%
4. 日本経団連等財界活動	5	2.9%	10	5.8%	2	1.6%	5	3.9%	3	5.9%	5	11.4%
5. 学者等著名人（書籍・マスコミ）	16	9.2%	14	8.1%	14	11.5%	12	9.3%	2	3.9%	2	4.5%
6. 日本弁護士連合会等	5	2.9%	10	5.8%	4	3.3%	6	4.7%	1	2.0%	4	9.1%
7. その他諸団体	5	2.9%	9	5.2%	3	2.5%	7	5.4%	2	3.9%	2	4.5%
8. 人材派遣業等の紹介	1	0.6%	2	1.2%	1	0.8%	2	1.6%	0	0.0%	0	0.0%
9. 会社と全く無関係	77	44.5%	71	41.0%	55	45.1%	50	38.8%	22	43.1%	21	47.7%
10. その他	6	3.5%	13	7.5%	2	1.6%	11	8.5%	4	7.8%	2	4.5%
合計人数	173	100.0%	173	100.0%	122	100.0%	129	100.0%	51	100.0%	44	100.0%

- ▶ 「9.会社と全く無関係」が前回同様全体、上場/非上場とも最も多いが、全体では前回の44.5%から41.0%に減少している。次いで「3.会社の資本・取引関係」が全体で19.1%と続いている。

問 1-10 独立役員の届出状況

	上場	
	2011年調査	2012年調査
独立役員を届け出ている会社数	28	26
上場会社における割合 (%)	100.0%	96.3%
独立役員として届け出た社外取締役の人数 (平均)	3.18	3.93
うち監査委員の人数 (平均)	—	2.30
監査委員の割合 (%)	—	58.5%
回答社数	28	27

- ▶ 前回は全ての上場会社において独立役員の届け出が行われていたが、今回は上場会社のうち1社において届け出がされていない。独立役員として届け出た社外取締役の平均人数は3.93人と前回の3.18人から増加している。

問 2 監査委員会の運営状況

問 2-1 監査委員会の委員長・議長

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 社外監査委員	22	61.1%	22	71.0%	15	53.6%	17	65.4%	7	87.5%	5	100.0%
2. 社内監査委員	14	38.9%	9	29.0%	13	46.4%	9	34.6%	1	12.5%	0	0.0%
回答社数	36	100.0%	31	100.0%	28	100.0%	26	100.0%	8	100.0%	5	100.0%

- ▶ 監査委員会の委員長・議長は社外委員の割合が増える傾向にあり、非上場会社においては100%となっている。

問 2-2 監査委員会における議事原案作成者（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 社内委員	18	48.6%	15	46.9%	13	46.4%	12	44.4%	5	55.6%	3	60.0%
2. 社外委員	6	16.2%	7	21.9%	5	17.9%	5	18.5%	1	11.1%	2	40.0%
3. 監査委員会事務局	27	73.0%	29	90.6%	21	75.0%	24	88.9%	6	66.7%	5	100.0%
4. 執行事務局	3	8.1%	2	6.3%	3	10.7%	2	7.4%	0	0.0%	0	0.0%
5. 外部コンサルタント	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. その他	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	37		32		28		27		9		5	

- ▶ 「3.監査委員会事務局」が原案を作成する傾向が明らかで、全体では90.6%と前回より17.6ポイント増加している。「1.社内委員」(46.9%)が続いているが、前回より若干減少しているのに対し、「2.社外委員」は21.9%と割合は少ないものの、前回より5.7ポイント増加している。

問 3 監査委員会事務局

問 3-1 監査委員会事務局スタッフ（監査委員会の補助使用人）の人数

① 監査委員会事務局スタッフの設置状況

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
スタッフ設置なし	5	13.5%	3	9.4%	3	10.7%	3	11.1%	2	22.2%	0	0.0%
スタッフ設置あり	32	86.5%	29	90.6%	25	89.3%	24	88.9%	7	77.8%	5	100.0%
平均人数	2.91	—	4.52	—	2.40	—	4.04	—	4.71	—	6.80	—
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

② 監査委員会事務局スタッフの属性別設置状況と平均人数

	1.監査委員会事務局 専属スタッフ がいる会社		2.三委員会事務局 兼務スタッフ がいる会社		3.指名委員会事務局 兼務スタッフ がいる会社		4.報酬委員会事務局 兼務スタッフ がいる会社		5.その他部署との 兼務スタッフ がいる会社	
	2011年 調査	2012年 調査	2011年 調査	2012年 調査	2011年 調査	2012年 調査	2011年 調査	2012年 調査	2011年 調査	2012年 調査
会社数	30	21	4	4	0	2	0	2	—	9
(%)	81.1%	65.6%	10.8%	12.5%	0.0%	6.3%	0.0%	6.3%	—	28.1%
平均人数	2.87	3.90	1.75	1.25	0.00	2.50	0.00	2.50	—	3.78
回答社数	37	32	37	32	37	32	37	32	—	32

比率は回答社数（全体の総回答社数）に占める割合

- ▶ 「1.監査委員会事務局専属スタッフ」のいる会社は、前回に比べ割合・会社数とも減少している（81.1% → 65.6%、30社 → 21社）。その一方で、一社当たりの専属スタッフ数（平均）は2.87人から3.90人に増加しており、手厚く専属スタッフを置く会社と専属スタッフを置かない会社に二極化の傾向がある。
- ▶ 他の委員会事務局との兼務状況は前回と大きな変化はないが、「5.その他部署との兼務スタッフ」が9社あり、他の委員会事務局との兼務スタッフの人数より多い。内部監査部門等の兼務スタッフが多いためである（問3-2参照）。

問 3-2 監査委員会事務局スタッフの兼務部署（2012年調査のみ）
（問 3-1の「5. その他部署との兼務スタッフ」の内訳）

	全体		上場		非上場	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 総務系	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 法務系	2	5.9%	2	8.7%	0	0.0%
3. 経理・財務系	4	11.8%	1	4.3%	3	27.3%
4. 経営企画系	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 内部監査部門系	17	50.0%	16	69.6%	1	9.1%
6. その他	11	32.4%	4	17.4%	7	63.6%
合計人数	34	100.0%	23	100.0%	11	100.0%

問 3-3 監査委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無
（2012年調査のみ）

	全体		上場		非上場	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 専属・兼務にかかわらず同意権等がある	17	58.6%	14	58.3%	3	60.0%
2. 専属のみ同意権等がある	11	37.9%	9	37.5%	2	40.0%
3. 同意権等はない	1	3.4%	1	4.2%	0	0.0%
回答社数	29	100.0%	24	100.0%	5	100.0%

回答社数は問3-1①でスタッフ設置ありを選択した会社数

- ▶ 半数以上の会社が「専属・兼務にかかわらず同意権等がある」としており、専属のみを含めると9割以上の会社が同意権等を有している。

問 4 内部監査部門

問 4-1 内部監査部門の人数

	2011年調査（全体）	2012年調査（全体）
1.内部監査部門が「ある」会社数	37	32
平均人数	20.24	23.50
1-5人	11	9
6-10人	7	3
11-15人	4	2
16-20人	4	6
21-30人	5	4
31-50人	3	3
51人以上	3	5
2.内部監査部門が「ない」会社数	0	0
回答社数	37	32

- ▶ 全ての委員会設置会社に内部監査部門があるのは前回と同様である。
- ▶ スタッフの平均人数は前回の20.24人から23.50人に増加しているが、委員会設置会社の総数が減少しており、スタッフの人数の少ない会社が監査役設置会社への移行等で対象外となったためとも考えられ、分析のためには少し様子を見る必要があるであろう。

問 4-2 内部監査部門トップの役職

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1.取締役又は執行役	15	40.5%	14	43.8%	10	35.7%	12	44.4%	5	55.6%	2	40.0%
2.部長職	16	43.2%	13	40.6%	14	50.0%	11	40.7%	2	22.2%	2	40.0%
3.その他	6	16.2%	5	15.6%	4	14.3%	4	14.8%	2	22.2%	1	20.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

- ▶ 上場会社については「1.取締役又は執行役」という執行側の要職にある人が内部監査部門のトップとなる傾向が続いているが、非上場会社では「1.取締役又は執行役」が減少している。ただし、対象会社減少の影響とも考えられるので、様子を見る必要がある。

問 4-3 監査委員会による内部監査部門への人事同意権の有無

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1.ある	5	13.5%	7	21.9%	4	14.3%	6	22.2%	1	11.1%	1	20.0%
2.ない	32	86.5%	25	78.1%	24	85.7%	21	77.8%	8	88.9%	4	80.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

- ▶ 監査委員会が内部監査部門への人事同意権を有する会社は、全体で21.9%にとどまっているが、増加傾向にある。

Ⅱ 定時株主総会に係る各種実務手続き及び期末監査について

問 5 事業報告

① 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」の記載の有無と記載された人数

	2011年調査		2012年調査					
	全体		全体		上場		非上場	
記載あり	20	57.1%	21	65.6%	20	74.1%	1	20.0%
1名	14	40.0%	14	43.8%	13	48.1%	1	20.0%
2名	5	14.3%	4	12.5%	4	14.8%	0	0.0%
3名以上	1	2.9%	3	9.4%	3	11.1%	0	0.0%
記載なし	15	42.9%	11	34.4%	7	25.9%	4	80.0%
回答社数	35	100.0%	32	100.0%	27	100.0%	5	100.0%

- ▶ 「記載あり」の会社の割合が増えているが、総数はほぼ変わらず、委員会設置会社の減少が「記載なし」の会社に集中した結果とも考えられ、傾向を把握するには様子を見る必要がある。ただし、財務及び会計に関する相当程度の知見者が3名以上いる会社が前回の1社から3社に増えていることは注目される。

② 財務・会計に関する知見者として記載された者の属性

	2011年調査		2012年調査	
常勤社内監査委員	7	25.9%	8	25.0%
常勤社外監査委員	2	7.4%	5	15.6%
非常勤社内監査委員	0	0.0%	0	0.0%
非常勤社外監査委員	18	66.7%	19	59.4%
合計人数	27	100.0%	32	100.0%

- ▶ 知見者としての記載の大半が社外委員であることは前回同様の傾向であるが、同じ社外でも常勤の委員が増えていることが注目される。

③ 財務・会計に関する知見者として記載された者の専門性・経歴

	2011年調査（全体）		2012年調査（全体）					
	合計		合計		常勤社内	常勤社外	非常勤社内	非常勤社外
1. CFO等、財務部門管掌役員 の経験を有する	8	28.6%	8	25.0%	4	2	0	2
2. 経理又は財務部門で相応の 実務経験を有する	4	14.3%	4	12.5%	2	1	0	1
3. 公認会計士・税理士など会 計の有資格者である	12	42.9%	14	43.8%	0	0	0	14
4. 金融機関出身者で相応の経 験を有する	3	10.7%	3	9.4%	2	1	0	0
5. 弁護士として相応の経験を 有する	—	—	2	6.3%	0	1	0	1
6. 他社の取締役としての経験 を有する	—	—	0	0.0%	0	0	0	0
7. 会計、監査論等の研究者で ある	—	—	1	3.1%	0	0	0	1
8. その他	1	3.6%	0	0.0%	0	0	0	0
合計人数	28	100.0%	32	100.0%	8	5	0	19

- ▶ 財務及び会計の相当の知見者として記載されているものの経歴として「3.公認会計士・税理士など会計の有資格者である」が最も多いのは前回同様である。

問 6 内部統制システムに係る取締役会決議

問 6-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの決議

	全体			
	2011年調査		2012年調査	
1. 見直しの決議を行った	11	29.7%	11	34.4%
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備（構築・運用）状況に関する報告・検討を行った	11	29.7%	10	31.3%
3. 見直しの決議を行っていない	15	40.5%	11	34.4%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%

- ▶ 「3.見直しの決議を行っていない」会社が、割合、会社数とも減少していることが注目される。
- ▶ 全体ではある程度の期間で内部統制システムに不都合がないか検討している会社が前回より増加して6割強となっている。

問 6-2 内部統制システムに係る取締役会決議を見直した項目

(問 6-1で「1. 見直しの決議を行った」を選択した会社のみ回答) (複数回答可)

	全体			
	2011年調査		2012年調査	
1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項	3	27.3%	2	18.2%
2. 上記1の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項	3	27.3%	1	9.1%
3. 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制	3	27.3%	2	18.2%
4. 上記1～3のほか、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	4	36.4%	2	18.2%
5. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	6	54.5%	3	27.3%
6. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	4	36.4%	1	9.1%
7. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	7	63.6%	3	27.3%
8. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	3	27.3%	4	36.4%
9. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	6	54.5%	3	27.3%
10. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	4	36.4%	4	36.4%
11. 財務報告の適正性を確保するための体制	1	9.1%	1	9.1%
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	3	27.3%	3	27.3%
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	1	9.1%	0	0.0%
14. その他	1	9.1%	1	9.1%
回答社数	11		11	

- ▶ 見直した項目として、「7.損失の危険の管理に関する規程その他の体制」(7社→3社)、「5.執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」(6社→3社)が大幅に減少しているのが注目される。見直した会社数が大幅に増えている項目はなく、選択肢の7と5が減少したのは、見直しが必要な会社は既に見直しを行っているため、新たに見直す会社は減っていると推測することもできる。

問 6-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機

(問 6-1で「1. 見直しの決議を行った」を選択した会社のみ回答) (複数回答可)
(2012年調査のみ)

	2012年調査 (全体)	
	件数	割合
1. 監査委員会の要請に基づいて見直した	2	18.2%
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	6	54.5%
3. 監査委員会と執行部門との協議に基づいて見直した	3	27.3%
4. その他	0	0.0%
回答社数	11	

- ▶ 「2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体で54.5%と最も多い。他方、「1. 監査委員会の要請に基づいて見直した」と「3. 監査委員会と執行部門の協議に基づいて見直した」の合計の割合は、45.5%あり、内部統制システムに係る取締役会決議の見直しに監査委員会がある程度関与をしている状況は監査役設置会社と同じである。

問 6-4 内部統制システムの構築・運用状況の開示

	全体			
	2011年調査		2012年調査	
1. 十分に記載されている	11	29.7%	12	37.5%
2. ある程度記載されている	7	18.9%	9	28.1%
3. 記載されていない	19	51.4%	11	34.4%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%

- ▶ 「3. 記載されていない」が51.4%から34.4%に急減し、会社数も対象会社数の減少を超えて減少していることから開示が進んでいると考えられる。
- ▶ 会社法見直しの結果、内部統制システムの運用状況の開示が義務付けられた場合の影響は注視する必要がある。

問7 監査報告の作成

問 7-1 監査委員会における監査委員会監査報告作成の審議

審議回数	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1回	12	32.4%	9	29.0%	9	32.1%	8	30.8%	3	33.3%	1	20.0%
2回	15	40.5%	11	35.5%	11	39.3%	9	34.6%	4	44.4%	2	40.0%
3回	6	16.2%	8	25.8%	5	17.9%	8	30.8%	1	11.1%	0	0.0%
4回以上	4	10.8%	3	9.7%	3	10.7%	1	3.8%	1	11.1%	2	40.0%
回答社数	37	100.0%	31	100.0%	28	100.0%	26	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

- ▶ 前回は審議回数1～2回が多かったが、今回は審議回数1～3回がそれぞれ同程度の会社数となっており、(審議回数1～3回で)90.3%を占めている。

問 7-2 監査委員会監査報告作成に至るまでの監査委員間の調整（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 「社外」監査委員を含め、すべての監査委員で調整を行った	34	91.9%	28	87.5%	26	92.9%	23	85.2%	8	88.9%	5	100.0%
2. 一部の監査委員のみで調整を行った	3	8.1%	2	6.3%	2	7.1%	2	7.4%	1	11.1%	0	0.0%
3. 事前の調整は行っていない	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%
4. その他	1	2.7%	0	0.0%	1	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	37		32		28		27		9		5	

- ▶ 大半の会社で全ての監査委員で調整を行っている傾向は前回と同様である。

問 7-3 監査報告書における監査委員の個別意見の付記

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. あった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. なかった	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

- ▶ 監査役設置会社の場合と異なり個別意見の付記は見られない。監査委員が取締役であり、取締役会レベルで解決を図っていることが推測される。

問 8 決算短信

問 8-1 決算短信作成の有無

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 作成会社である	31	83.8%	29	90.6%	28	100.0%	27	100.0%	3	33.3%	2	40.0%
2. 作成会社ではない	6	16.2%	3	9.4%	0	0.0%	0	0.0%	6	66.7%	3	60.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

問 8-2 決算短信の取締役会付議状況

(問 8-1で「1.作成会社である」を選択した会社のみ回答)

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 決議事項として付議されている	14	45.2%	13	44.8%	14	50.0%	13	48.1%	0	0.0%	0	0.0%
2. 報告事項として付議されている	11	35.5%	10	34.5%	9	32.1%	9	33.3%	2	66.7%	1	50.0%
3. 付議されていない	6	19.4%	6	20.7%	5	17.9%	5	18.5%	1	33.3%	1	50.0%
回答社数	31	100.0%	29	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	3	100.0%	2	100.0%

- ▶ 前回と大きな変化はないが、全体では「1.決議事項として付議されている」と「2.報告事項として付議されている」の合計が79.3%となっており、大半の会社で何らかの形で取締役会に付議されている。

問 8-3 監査委員会の決算短信の監査

(問 8-1で「1.作成会社である」を選択した会社のみ回答)

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 監査している	16	51.6%	14	48.3%	15	53.6%	13	48.1%	1	33.3%	1	50.0%
2. 監査していない	15	48.4%	15	51.7%	13	46.4%	14	51.9%	2	66.7%	1	50.0%
回答社数	31	100.0%	29	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	3	100.0%	2	100.0%

- ▶ 決算短信を作成している会社で決算短信について監査をしている会社の割合が減少して50%を下回っている。ただし、減少数は対象会社の減少数と同じであり、傾向を把握するには様子を見る必要がある。

問 8-4 決算短信の監査内容

(問 8-3で「1.監査している」を選択した会社のみ回答) (複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	5	31.3%	5	35.7%	5	33.3%	5	38.5%	0	0.0%	0	0.0%
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	9	56.3%	8	57.1%	8	53.3%	7	53.8%	1	100.0%	1	100.0%
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	7	43.8%	4	28.6%	7	46.7%	4	30.8%	0	0.0%	0	0.0%
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	11	68.8%	9	64.3%	10	66.7%	9	69.2%	1	100.0%	0	0.0%
回答社数	16		14		15		13		1		1	

- ▶ 「4.決算短信のうち非財務情報を監査した」が64.3%と最も多い状況に変わりはない。

問 9 有価証券報告書

問 9-1 有価証券報告書作成の有無

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 作成している	28	75.7%	29	90.6%	28	100.0%	27	100.0%	0	0.0%	2	40.0%
2. 作成していない	9	24.3%	3	9.4%	0	0.0%	0	0.0%	9	100.0%	3	60.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

問 9-2 有価証券報告書の取締役会付議状況

(問 9-1で「1.作成している」を選択した会社のみ回答)

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 決議事項として付議	3	10.7%	7	24.1%	3	10.7%	6	22.2%	0	0.0%	1	50.0%
2. 報告事項として付議	9	32.1%	3	10.3%	9	32.1%	3	11.1%	0	0.0%	0	0.0%
3. 付議していない	16	57.1%	19	65.5%	16	57.1%	18	66.7%	0	0.0%	1	50.0%
回答社数	28	100.0%	29	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	0	0.0%	2	100.0%

- ▶ 「3.付議していない」が65.5%であり、決算短信は付議するが有価証券報告書は付議しない傾向は前回と同様である(問8-2参照)。

問 9-3 有価証券報告書の提出時期

(問 9-1で「1.作成している」を選択した会社のみ回答)

	全体			
	2011年調査		2012年調査	
1. 定時株主総会日より前に提出した	0	0.0%	0	0.0%
2. 定時株主総会の終了後に提出した	28	100.0%	29	100.0%
回答社数	28	100.0%	29	100.0%

- ▶ 全ての会社が定時株主総会終了後に提出している。

問 9-4 有価証券報告書の提出時期

(問 9-3で「1.定時株主総会日より前に提出した」を選択した会社のみ回答)

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
回答社数	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

- ▶ 全ての会社で定時株主総会の終了後に提出されているため該当なし。

問 9-5 有価証券報告書の監査

(問 9-1で「1.作成している」を選択した会社のみ回答)

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 監査している	18	64.3%	22	75.9%	18	64.3%	20	74.1%	0	0.0%	2	100.0%
2. 監査していない	10	35.7%	7	24.1%	10	35.7%	7	25.9%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	28	100.0%	29	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	0	0.0%	2	100.0%

- ▶ 全体で75.9%が監査しており前回より11.6%増加している。監査において決算短信より有価証券報告書を重視する傾向がより強くなっている。

問 9-6 有価証券報告書の監査内容

(問 9-5で「1.監査している」を選択した会社のみ回答) (複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	8	44.4%	14	63.6%	8	44.4%	12	60.0%	0	0.0%	2	100.0%
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	9	50.0%	12	54.5%	9	50.0%	12	60.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	11	61.1%	10	45.5%	11	61.1%	10	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	15	83.3%	15	68.2%	15	83.3%	14	70.0%	0	0.0%	1	50.0%
回答社数	18		22		18		20		0	0.0%	2	

- ▶ 「4.有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が最も多い状況には変わらないが、「1.有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した」と「2.有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」の該当数が増えていることが注目される。

問 10 定時株主総会における監査委員会に関連した質問等

問 10-1 株主総会における監査委員会からの口頭報告の有無（2012年調査のみ）

	全体		上場		非上場	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1. 行った	27	84.4%	22	81.5%	5	100.0%
2. 行わなかった	5	15.6%	5	18.5%	0	0.0%
回答社数	32	100.0%	27	100.0%	5	100.0%

- ▶ 「1.口頭報告を行った」とする会社が全体で84.4%で大半の会社で口頭報告が行われていることが分かるが、監査役設置会社に比べると割合が低い。特に上場会社についてその傾向が顕著である（監査役設置会社版問9-1参照）。

問 10-2 株主総会における監査委員会に関連した質問の有無

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. あった	1	2.7%	4	12.5%	1	3.6%	3	11.1%	0	0.0%	1	20.0%
2. なかった	36	97.3%	28	87.5%	27	96.4%	24	88.9%	9	100.0%	4	80.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

- ▶ 数としては多くはないが、監査委員会に関連した質問がなされる傾向にあると言える。

問 10-3 株主総会における監査委員会に関連した質問内容
 (問 10-2で「1.あった」を選択した会社のみ回答) (複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 重点監査項目について	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%
2. 実査・往査について	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 監査体制について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 経営者と監査委員会との意思疎通の状況について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 取締役会への出席について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. 会計監査人の監査結果について	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
8. 会計監査人の独立性について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9. 会計監査人との連携について	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
10. 監査委員会の運営・議題について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11. 「社外」監査委員の独立性について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12. 「社外」監査委員の役割や意思疎通の状況等について	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
13. 監査委員の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14. 補欠役員の選任について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
15. 監査委員会の監査結果について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
16. 監査委員の財務・会計に関する知見について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
17. 役員報酬について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
18. 監査委員会監査報告の記載内容について	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
19. その他	1	100.0%	1	25.0%	1	100.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	1		4		1		3		0	0.0%	1	

問 10-4 株主総会における監査委員会に関連した質問への回答
 (問 10-2で「1.あった」を選択した会社のみ回答)

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 監査委員が回答した	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
2. 監査委員は回答しなかった	1	100.0%	2	50.0%	1	100.0%	1	33.3%	0	0.0%	1	100.0%
回答社数	1	100.0%	4	100.0%	1	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	1	100.0%

- ▶ 監査委員が回答するケースが出てきたことが注目される。

Ⅲ 監査委員会の日常監査について

問 11 他の委員会との連携の状況（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 取締役会の場合を通じて	36	97.3%	28	87.5%	27	96.4%	23	85.2%	9	100.0%	5	100.0%
2. 委員の兼任によって	27	73.0%	22	68.8%	23	82.1%	19	70.4%	4	44.4%	3	60.0%
3. 委員会間の連絡の場を別途設定	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%
4. 各委員会の出入、陪席を自由とする	1	2.7%	2	6.3%	1	3.6%	1	3.7%	0	0.0%	1	20.0%
5. 委員会スタッフを通じた連携	9	24.3%	6	18.8%	8	28.6%	5	18.5%	1	11.1%	1	20.0%
6. その他	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	37		32		28		27		9		5	

- ▶ 「1.取締役会の場合を通じて」、「2.委員の兼任によって」、「5.委員会スタッフを通じた連携」で大半を占めており、委員会間で積極的に連携の場を設けることは少ない傾向は変わっていない。

問 12 取締役会における監査委員の発言状況等

問 12-1 取締役会における監査委員の発言状況（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 議長からの求めに応じて発言している	6	16.2%	5	15.6%	4	14.3%	3	11.1%	2	22.2%	2	40.0%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%
3. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	3	8.1%	3	9.4%	2	7.1%	2	7.4%	1	11.1%	1	20.0%
4. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	37		32		28		27		9		5	

- ▶ 前回同様、全ての会社において議長からの求めがなくても、必要があれば発言している。

問 12-2 取締役会における監査委員の発言の内容（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 法令・定款への遵守性	35	94.6%	31	96.9%	26	92.9%	26	96.3%	9	100.0%	5	100.0%
2. 経営判断原則の履行の充分性	31	83.8%	25	78.1%	24	85.7%	21	77.8%	7	77.8%	4	80.0%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度（リスク管理の視点）	37	100.0%	31	96.9%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	4	80.0%
4. 過去の類似案件における対応、それとの差異	9	24.3%	13	40.6%	7	25.0%	12	44.4%	2	22.2%	1	20.0%
5. 同業他社における対応、それとの差異	7	18.9%	15	46.9%	4	14.3%	12	44.4%	3	33.3%	3	60.0%
6. 業務執行の当・不当を質す観点	22	59.5%	15	46.9%	18	64.3%	12	44.4%	4	44.4%	3	60.0%
7. 予算・収益計画の進捗を質す観点	23	62.2%	22	68.8%	19	67.9%	20	74.1%	4	44.4%	2	40.0%
8. 経営上のリスクテイクを促す観点	16	43.2%	13	40.6%	12	42.9%	11	40.7%	4	44.4%	2	40.0%
9. 株主に与える影響、株主利益の視点	26	70.3%	18	56.3%	21	75.0%	15	55.6%	5	55.6%	3	60.0%
10. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	17	45.9%	15	46.9%	12	42.9%	11	40.7%	5	55.6%	4	80.0%
11. その他	3	8.1%	2	6.3%	2	7.1%	2	7.4%	1	11.1%	0	0.0%
回答者数	37		32		28		27		9		5	

- ▶ 最も多いのは「1.法令・定款への遵守性」（非上場会社では100%）、「3.会社に及ぼすリスクや損害の程度（リスク管理の視点）」（上場会社では100%）、の96.9%であった。2番目が「2.経営判断原則の履行の充分性」で78.1%となっている。

問 12-3 個別事象に対する監査委員の対応（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	17	100.0%	13	86.7%	13	100.0%	11	91.7%	4	100.0%	2	66.7%
2. 関係する取締役から事情を聞いた	17	100.0%	11	73.3%	13	100.0%	8	66.7%	4	100.0%	3	100.0%
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	11	64.7%	8	53.3%	8	61.5%	6	50.0%	3	75.0%	2	66.7%
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	6	35.3%	6	40.0%	5	38.5%	6	50.0%	1	25.0%	0	0.0%
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	10	58.8%	7	46.7%	6	46.2%	7	58.3%	4	100.0%	0	0.0%
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7. 上記以外の対応	1	5.9%	4	26.7%	1	7.7%	4	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数（「8. そのような局面に遭遇することはなかった」を除く）	17	(45.9%)	15	(46.9%)	13	(46.4%)	12	(44.4%)	4	(44.4%)	3	(60.0%)

選択肢1～7の比率は「8. そのような局面に遭遇することはなかった」を選択した会社を除く回答社数に対する比率を表示

8. そのような局面に遭遇することはなかった	20	(54.1%)	17	(53.1%)	15	(53.6%)	15	(55.6%)	5	(55.6%)	2	(40.0%)
総回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

「回答社数」、「8. そのような局面に遭遇することはなかった」についての比率は、総回答社数に対する比率を表示

- ▶ 問題が発生した場合の対応として「1. 当該事象に関する情報の収集に努めた」が86.7%、「2. 関係する取締役から事情を聞いた」が73.3%と情報収集に努める監査委員が多く、監査役と同程度の割合である（監査役設置会社版問10-6参照）。また、「5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした」が46.7%と低く、監査委員会としての責務の履行の観点からはやや気がかりである。

問 13 会計監査人の報酬同意又は選任議案の決定プロセスについて

問 13-1 担当執行役等からの情報提供

監査委員会が会計監査人の報酬額に同意するに当たり、担当執行役又は会社担当部署（「担当執行役等」という）から説明又は情報提供はあったか。

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. あった	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%
2. なかった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

- ▶ 前回同様全ての会社で担当執行役等から情報提供があった。

問 13-2 担当執行役等からの情報提供の時期

（問 13-1で「1.あった」を選択した会社のみ回答）（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 報酬原案（当初案）が作成される前の段階	2	5.4%	5	15.6%	2	7.1%	4	14.8%	0	0.0%	1	20.0%
2. 報酬原案（当初案）が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	6	16.2%	8	25.0%	4	14.3%	8	29.6%	2	22.2%	0	0.0%
3. 報酬原案（当初案）が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	14	37.8%	8	25.0%	12	42.9%	7	25.9%	2	22.2%	1	20.0%
4. 報酬原案（当初案）が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	22	59.5%	18	56.3%	17	60.7%	14	51.9%	5	55.6%	4	80.0%
回答社数	37		32		28		27		9		5	

- ▶ 全体としては「4.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が前回より減少しているものの、56.3%と最も多い。「1.報酬原案(当初案)が作成される前の段階」と「2.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」がそれぞれ増加しており、比較的早い段階で情報提供が行われる傾向にある。

問 13-3 会計監査人からの情報提供

監査委員会が会計監査人の報酬額に同意するにあたり、会計監査人から説明又は情報提供はあったか。

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. あった	23	62.2%	20	62.5%	16	57.1%	17	63.0%	7	77.8%	3	60.0%
2. なかった	14	37.8%	12	37.5%	12	42.9%	10	37.0%	2	22.2%	2	40.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

- ▶ 会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で62.5%と前回同様のレベルにある。100%である担当執行役等からの事前の情報提供に比べるとかなり少ないとの感は否めない。会計監査人からの積極的な情報提供が少ないのはプロセスとして監査委員会の同意が監査役の場合と同様執行側の提案に対する同意ということに拠るところが大きいと思われる。

問 13-4 会計監査人からの情報提供の時期

(問 13-3で「1.あった」を選択した会社のみ回答) (複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	3	13.0%	5	25.0%	3	18.8%	4	23.5%	0	0.0%	1	33.3%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	4	17.4%	3	15.0%	3	18.8%	3	17.6%	1	14.3%	0	0.0%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	8	34.8%	9	45.0%	6	37.5%	8	47.1%	2	28.6%	1	33.3%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	12	52.2%	7	35.0%	8	50.0%	5	29.4%	4	57.1%	2	66.7%
回答社数	23		20		16		17		7		3	

- ▶ 全体としては「3.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が45.0%と最も多く、前回からは10.2ポイント増加している。他方、「1.報酬原案(当初案)が作成される前の段階」と「3.報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当執行役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」に該当する会社数がそれぞれ増加しており、比較的早い段階で情報提供をする傾向にあると言える。

問 13-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

監査委員会は、執行部門と会計監査人の折衝状況を把握していたか。

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 十分把握していた	13	35.1%	12	37.5%	11	39.3%	12	44.4%	2	22.2%	0	0.0%
2. ある程度把握していた	23	62.2%	18	56.3%	16	57.1%	13	48.1%	7	77.8%	5	100.0%
3. 把握は不十分であった	1	2.7%	2	6.3%	1	3.6%	2	7.4%	0	0.0%	0	0.0%
4. 全く把握していなかった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

- ▶ 全体で「1.十分把握していた」と「2.ある程度把握していた」の合計が93.8%となっており、前回同様監査委員会は執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえる。

問 13-6 会計監査人の報酬額を取締役会付議状況

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 決議事項として付議されている	4	10.8%	3	9.4%	3	10.7%	2	7.4%	1	11.1%	1	20.0%
2. 報告事項として付議されている	13	35.1%	9	28.1%	12	42.9%	9	33.3%	1	11.1%	0	0.0%
3. 付議されていない	20	54.1%	20	62.5%	13	46.4%	16	59.3%	7	77.8%	4	80.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

- ▶ 監査役設置会社の場合(31.6%)と異なり「1.決議事項として付議されている」は9.4%しかない。一方、「3.付議されていない」が監査役設置会社の53.0%を上回っており、監査委員会の専決事項と考えている会社が多いと思われる(監査役設置会社版問11-6参照)。

問 14 財務報告内部統制報告制度への対応

問 14-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 提出会社である	28	75.7%	27	84.4%	28	100.0%	27	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 提出会社ではない	9	24.3%	5	15.6%	0	0.0%	0	0.0%	9	100.0%	5	100.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

▶ 提出を義務付けられる上場会社と義務付けられない非上場会社で明確に分かれている。

問 14-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携 (問 14-1で「1.提出会社である」を選択した会社のみ回答) (複数回答可)

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	26	92.9%	26	96.3%	26	92.9%	26	96.3%	0	0.0%	0	0.0%
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査委員会の監査計画を監査人に説明した	13	46.4%	13	48.1%	13	46.4%	13	48.1%	0	0.0%	0	0.0%
3. 四半期に1回以上、四半期決算報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	24	85.7%	23	85.2%	24	85.7%	23	85.2%	0	0.0%	0	0.0%
4. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	19	67.9%	20	74.1%	19	67.9%	20	74.1%	0	0.0%	0	0.0%
5. 定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	11	39.3%	9	33.3%	11	39.3%	9	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
6. 監査委員会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に取締役が立ち会った場合を含む)	12	42.9%	10	37.0%	12	42.9%	10	37.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	28		27		28		27		0		0	

▶ 「監査人の監査計画作成時」(全体で96.3%)、「四半期に1回以上、四半期レビュー報告時」(全体で85.2%)、「定時株主総会に提出する監査委員会監査報告の作成時」(書面で受領が全体で74.1%)といった節目に大半の監査委員会が監査人から報告を受けていることがうかがえる。

問 15 監査委員会への報告体制について

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 体制の構築も運用も十分 になされている	29	78.4%	26	81.3%	24	85.7%	23	85.2%	5	55.6%	3	60.0%
2. 体制の構築は十分である が、その運用は十分とはいえ ない	7	18.9%	4	12.5%	4	14.3%	2	7.4%	3	33.3%	2	40.0%
3. 体制の構築も運用も十分 とはいえない	1	2.7%	2	6.3%	0	0.0%	2	7.4%	1	11.1%	0	0.0%
回答社数	37	100.0%	32	100.0%	28	100.0%	27	100.0%	9	100.0%	5	100.0%

- ▶ 有効回答会社数の減少が選択肢1及び2に集中した感があり、既存の会社の状況が悪化しているかについては様子を見る必要がある。

問 16 内部通報制度の有無（2012年調査のみ）

<お詫び>

- ▶ 回答選択肢1は、本来「内部通報制度があり、監査委員会も内部通報の窓口になっている」とすべきところを、単に「内部通報制度がある」としたため、監査委員会が通報窓口になっているもののみの数値であるかについて疑義のある集計結果となってしまいました。不手際を心よりお詫び申し上げます。
- ▶ なお、ご回答頂いたデータは次の通りで、選択肢1及び2の合計が内部通報制度のある会社を表していると考えられます。

	全体		上場		非上場	
1. 内部通報制度がある	20	62.5%	16	59.3%	4	80.0%
2. 内部通報制度はあるが、監査委員会は 内部通報の窓口になっていない	12	37.5%	11	40.7%	1	20.0%
3. 内部通報制度はない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	32	100.0%	27	100.0%	5	100.0%

問 17 監査委員の報酬

問 17-1 監査委員の報酬等の制度（複数回答可）

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 月額報酬（定額基本給+業績連動給）	6	16.2%	4	12.5%	4	14.3%	3	11.1%	2	22.2%	1	20.0%
2. 月額報酬（定額基本給のみ）	30	81.1%	27	84.4%	23	82.1%	23	85.2%	7	77.8%	4	80.0%
3. 賞与の支給制度	11	29.7%	5	15.6%	9	32.1%	5	18.5%	2	22.2%	0	0.0%
4. 退職慰労金の支給制度	3	8.1%	3	9.4%	2	7.1%	2	7.4%	1	11.1%	1	20.0%
5. スtock・オプションの支給制度	9	24.3%	5	15.6%	7	25.0%	5	18.5%	2	22.2%	0	0.0%
回答社数	37		32		28		27		9		5	

問 17-2 監査委員への賞与の支給の有無 （問 17-1で「3.賞与の支給制度」を選択した会社のみ回答）

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. あった	10	90.9%	5	100.0%	8	88.9%	5	100.0%	2	100.0%	0	0.0%
2. なかった	1	9.1%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	11		5		9		5		2		0	

問 17-3 監査委員の年額報酬額

(1) 全体

上段：人数 下段：比率	2011年調査					2012年調査				
	社内常勤	社外常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内常勤	社外常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
～200万円未満	0	2	0	6	8	0	0	0	2	2
	0.0%	28.6%	0.0%	7.8%	7.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	2.4%
200万円以上 ～500万円未満	0	0	0	20	20	0	0	0	6	6
	0.0%	0.0%	0.0%	26.0%	19.4%	0.0%	0.0%	0.0%	10.2%	7.3%
500万円以上 ～1,000万円未満	1	1	0	39	41	0	1	0	38	39
	5.6%	14.3%	0.0%	50.6%	39.8%	0.0%	33.3%	0.0%	64.4%	47.6%
1,000万円以上 ～1,500万円未満	2	2	1	5	10	2	0	3	9	14
	11.1%	28.6%	100.0%	6.5%	9.7%	11.8%	0.0%	100.0%	15.3%	17.1%
1,500万円以上 ～2,000万円未満	4	0	0	5	9	0	0	0	1	1
	22.2%	0.0%	0.0%	6.5%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	1.2%
2,000万円以上 ～3,000万円未満	7	2	0	2	11	7	2	0	3	12
	38.9%	28.6%	0.0%	2.6%	10.7%	41.2%	66.7%	0.0%	5.1%	14.6%
3,000万円以上	4	0	0	0	4	8	0	0	0	8
	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	47.1%	0.0%	0.0%	0.0%	9.8%
合計	18	7	1	77	103	17	3	3	59	82
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2)上場会社

上段：人数 下段：比率	2011年調査					2012年調査				
	社内常勤	社外常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内常勤	社外常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
～200万円未満	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	1.3%
200万円以上 ～500万円未満	0	0	0	15	15	0	0	0	6	6
	0.0%	0.0%	0.0%	28.3%	21.7%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	7.9%
500万円以上 ～1,000万円未満	1	1	0	30	32	0	1	0	35	36
	7.1%	50.0%	0.0%	56.6%	46.4%	0.0%	50.0%	0.0%	64.8%	47.4%
1,000万円以上 ～1,500万円未満	1	0	0	5	6	2	0	3	9	14
	7.1%	0.0%	0.0%	9.4%	8.7%	11.8%	0.0%	100.0%	16.7%	18.4%
1,500万円以上 ～2,000万円未満	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2,000万円以上 ～3,000万円未満	7	1	0	2	10	7	1	0	3	11
	50.0%	50.0%	0.0%	3.8%	14.5%	41.2%	50.0%	0.0%	5.6%	14.5%
3,000万円以上	4	0	0	0	4	8	0	0	0	8
	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	47.1%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%
合計	14	2	0	53	69	17	2	3	54	76
	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 17-4 監査委員のうち「常勤者」の月額報酬レベル
(2012年調査のみ)

(1) 社内常勤

	全体		上場		非上場	
	数	割合	数	割合	数	割合
1. 執行役社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 執行役副社長	2	10.5%	2	10.5%	0	0.0%
3. 専務執行役	3	15.8%	3	15.8%	0	0.0%
4. 常務執行役	8	42.1%	8	42.1%	0	0.0%
5. 執行役（部長兼務者を含む）	2	10.5%	2	10.5%	0	0.0%
6. 執行役ではない部長	1	5.3%	1	5.3%	0	0.0%
7. その他	3	15.8%	3	15.8%	0	0.0%
回答社数	19	100.0%	19	100.0%	0	0.0%

(2) 社外常勤

	全体		上場		非上場	
	数	割合	数	割合	数	割合
1. 執行役社長	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2. 執行役副社長	1	20.0%	1	25.0%	0	0.0%
3. 専務執行役	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4. 常務執行役	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 執行役（部長兼務者を含む）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6. 執行役ではない部長	1	20.0%	0	0.0%	1	100.0%
7. その他	3	60.0%	3	75.0%	0	0.0%
回答社数	5	100.0%	4	100.0%	1	100.0%

問 17-5 三委員会の委員の手当

	全体				上場				非上場			
	2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査		2011年調査		2012年調査	
1. 委員会の委員には、三委員会同額の手当が支給されている	4	10.8%	2	6.9%	3	10.7%	2	8.0%	1	11.1%	0	0.0%
2. 三委員会それぞれに手当があるが、監査委員には他の委員より多額の手当が支給されている	3	8.1%	6	20.7%	3	10.7%	6	24.0%	0	0.0%	0	0.0%
3. 監査委員のみに手当が支給されている	2	5.4%	0	0.0%	1	3.6%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%
4. どの委員会の委員にも手当は支給されていない	25	67.6%	20	69.0%	20	71.4%	16	64.0%	5	55.6%	4	100.0%
5. その他	3	8.1%	1	3.4%	1	3.6%	1	4.0%	2	22.2%	0	0.0%
回答社数	37	100.0%	29	100.0%	28	100.0%	25	100.0%	9	100.0%	4	100.0%

- ▶ 「4.どの委員会の委員にも手当は支給されていない」が過半を占めているが、取締役としての報酬で考慮されているものと推測される。